

議案第35号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表商工労働水産部の表3の項中「漁港漁場整備法（）」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律（）」に、「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に、「第28条第1項」を「第29条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

漁港漁場整備法等の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。